

入寮要項

(令和6年11月)

金山町教育委員会
福島県立川口高等学校

1 設置について

安定した生活の場を提供し学習の便宜を図ることを目的とし、福島県大沼郡金山町（以下「金山町」）が町学生寮「若桐寮」を、福島県が寄宿舍「学校寮」を通学が困難な生徒のため設置しています。

2 寮について

名称	定員	寮費	食事・開寮期間	主な設備（共同）
若桐寮	44人 男：22人 女：22人 ※2人/部屋	年間24万円 （月額2万円） 入寮費3千円 ※金山町による補助後の金額です。	・3食付き ・土日祝含め年間を通じて開寮。ただし8/13～16および12/29～1/3は閉寮。	・洗濯機・乾燥機 ・冷蔵庫・電子レンジ ・テレビ・浴室 ・冷房（共有スペースのみ） ・暖房・パソコン（共有スペースのみ）
学校寮	28人 男：14人 女：14人 ※2人/部屋	年間12万円 （月額1万円） 入寮費3千円 ※金山町による補助後の金額です。		

※ 町学生寮「若桐寮」と寄宿舍「学校寮」のどちらに入居するかは、生徒の希望を勘案した上で金山町教育委員会と本校が決定します。定員を超えた場合、希望に添えないこともありますのでご承知ください。

3 入寮出願資格について

出願資格（入寮条件）
<ul style="list-style-type: none"> ・通常利用する交通手段において、自宅から学校までの通学時間が片道2時間以上かかると認められる者 ・寮規則を遵守し、規則正しい生活ができる者

4 入寮手続きと審査結果について

- (1) 学校が入寮出願資格の確認を行いますので、在学（出身）中学校長は本校に電話連絡をしてください（通学方法、時間の確認等）。その後、有資格の者は下記の手続きに従って、福島県大沼郡金山町教育委員会（以下「金山町教育委員会」）の面接（「身元引受人」及び「入寮資格」の可否を決める）を受けてください。
- (2) 保護者は在学（出身）中学校長を通して、速やかに『入寮願』及び『身元引受人願』を学校に提出してください。最終締切は令和7年1月16日（木）です。それぞれ、指定された日に「身元引受人」及び「入寮資格」の可否の審査（面接及び書類審査）を済ませてください。

	『入寮願』及び『身元引受人願』の提出期限	面接及び書類審査
第1回締切	令和6年11月26日（火）	指定された日
第2回締切	令和6年12月19日（木）	指定された日
第3回締切（最終）	令和7年1月16日（木）	指定された日

※ 学区外からの高等学校入学者選抜への出願には、保護者に代わり志願者を監督・保護する者（「身元引受人」）が必要となりますが、入寮する者（面接及び書類審査に合格した者）についてはすべて、福島県大沼郡金山町教育委員会教育長が引き受けます。

- (3) 面接の結果を踏まえ、金山町教育委員会は、保護者へ、「身元引受人」及び「入寮資格」の可否を通知します。
（上記（1）～（3）までの具体的な流れは後述）
- (4) 学校へ入学者選拔出願書類を提出し、入学者選抜試験を受験してください。
※ 身元引受人の「住民票の写し」は、金山町教育委員会から直接学校へ提出されるため、願書への添付は不要です。なお、発行手数料（200円）は、保護者様の負担となります。
- (5) 入学者選抜合格者発表日以降、合格者に対して、金山町教育委員会より、正式に入寮通知を郵送にて送付します。

(6) 新入生オリエンテーション時、金山町教育委員会へ『誓約書』を提出するとともに、金山町への住民票の転入手続きを行ってください。

※ 入学には、金山町の住民票が必要となります。入学式当日までに生徒本人の住民票を異動してください。

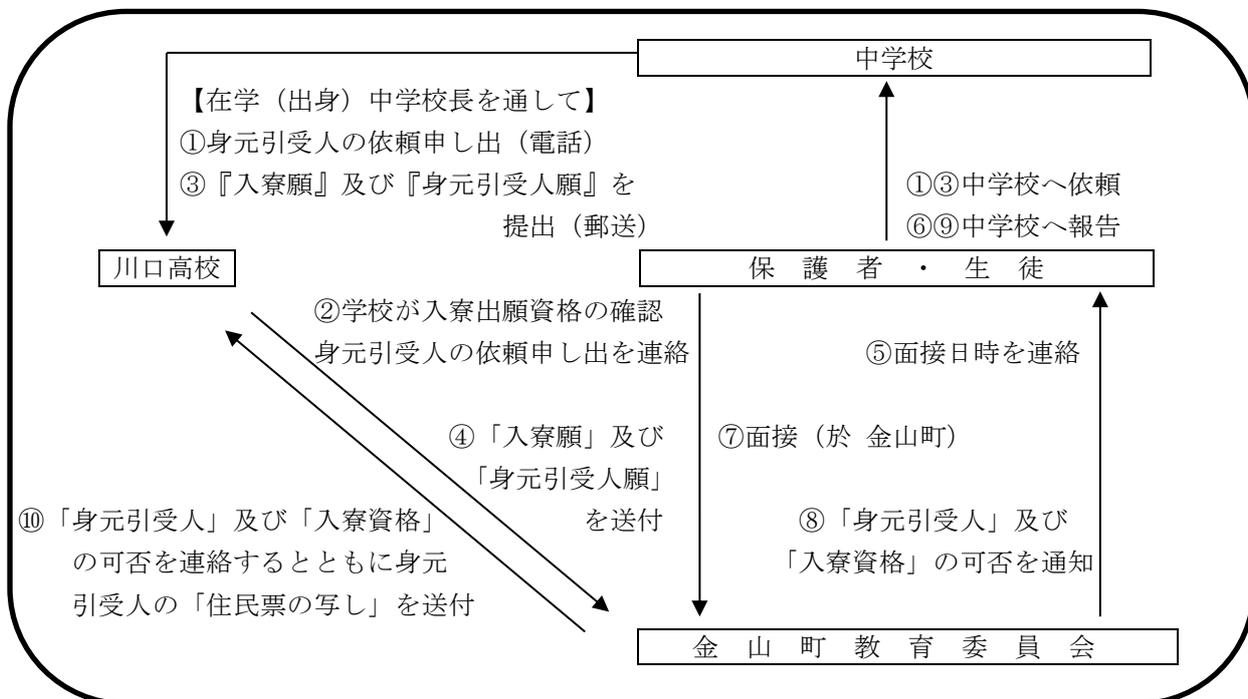
若桐寮住所：〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字森ノ上 468 番地-1

学校寮住所：〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字金洗道上 1550 番地-1

(7) 入学式のあと、若桐寮にて入寮式を行い、入寮となります。

「身元引受人」依頼手続きの流れ 上記(1)～(3)

- ① 保護者は、在学(出身)中学校に「身元引受人」依頼の申し出を行い、在学(出身)中学校長は、本校に電話連絡(0241-54-2154)をし、入寮出願資格の確認を行います。
- ② 本校は、入寮出願資格の確認を行い、金山町教育委員会へ「身元引受人」依頼の申し出があったことを連絡します。
- ③ 保護者は、在学(出身)中学校長を通して、速やかに、『入寮願』及び『身元引受人願』を本校に提出(郵送)します。(〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢 2434 番地-2)
- ④ 本校は、『入寮願』及び『身元引受人願』を金山町教育委員会へ送付します。
- ⑤ 金山町教育委員会が保護者に電話にて面接の日時を連絡します。
- ⑥ 志願者は、中学校へ面接の日時を報告します。
- ⑦ 志願者は、保護者同伴の上、金山町教育委員会の面接を受けます。
- ⑧ 金山町教育委員会は、保護者へ、「身元引受人」及び「入寮資格」の可否を通知します。
- ⑨ 志願者は、中学校へ面接の結果を報告します。
- ⑩ 金山町教育委員会は、本校へ、「身元引受人」及び「入寮資格」の可否について連絡するとともに、受け入れ可能とされた場合には身元引受人の「住民票の写し」を送付します。



5 入寮に際して保護者への注意事項について

入学後、感染症に罹患した場合や病気・怪我等で体調回復が思わしくない場合、保護者に迎えに来ていただき、自宅で療養してもらうことになります。

6 問合せ

金山町教育委員会

〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地 393

TEL 0241-54-5360

FAX 0241-54-5377

1 寮生心得

共同生活を通じて規則と責任を重んじ、親和、協調の精神を身につけるよう心がけ、明るく有意義な寮生活をするため次の事柄を守って行動する。

(1) 日課の実践について

- ① 日課の実践は規則正しく能率的に行い、他人に迷惑をかけるな。
- ② 自主的に日課を進め、5分前行動を励行する。
- ③ 登校前に窓の施錠や消灯、コンセント等を確認する。
- ④ 開寮時間は、平日は午後4時30分、休日は終日開寮とする。登校後は開寮時間まで、寮に帰ることができない。特別な場合が生じた時は、その都度指示する。
- ⑤ 寮の日課表は次の通りとする。

【平日】

登 校 前		放 課 後	
起 床	6:30	夕 食	17:30 ~ 19:00
洗面・清掃	6:30 ~ 6:45	入 浴	17:30 ~ 20:20
食堂集合	6:45	自由時間	~ 20:20
朝 食	6:50 ~ 7:20	玄関施錠	20:00
登 校	~ 8:00	点 呼	20:30
※ 起床時間・登校時間を厳守すること		学習時間	20:30 ~ 21:30
		消 灯	23:00

【土曜・日曜・祝日】 ※ 起床時間を厳守し、自由時間には清掃等を実施すること。

朝		昼		夕	
起 床	6:30	昼 食	11:50~13:00	夕 食	17:30~19:00
洗面・清掃	6:30~6:45	自由時間	~17:30	入 浴	17:30~20:20
食堂集合	6:45			自由時間	~20:20
朝 食	6:50~7:20			玄関施錠	20:00
自由時間	~11:30			点 呼	20:30
				消 灯	23:00

(2) 生活について

- ① 互いに親睦を図るよう心がけ、挨拶を欠かさない。
- ② 他室への訪問は自粛する。
- ③ 異性の部屋を訪問すること及び他室に宿泊することは禁止する。
- ④ 風紀を乱すものはお互いに注意し、忠告する。
- ⑤ 所持品には必ず記名・整頓し、貸借しない。
- ⑥ 騒々しい音の出るものや、不要な図書を持ち込みは禁止する。ただし、学校生活や寮生活において必要となるものについては、持込許可申請書を金山町教育委員会に提出し、許可を得てから持参する。
- ⑦ 携帯電話等の使用は、同室や他の者に迷惑がかからないようにする。起床前や消灯以降は使用しない。
- ⑧ 寮の設備・備品は大切にし、汚損・破損・紛失した場合は舎監に届け出る。故意と認められる場合は弁償する。

- ⑨ 寮の設備・備品は舎監の許可なくしては、移動、持ち出してはならない。
 ※ 禁止事項③⑥⑦に違反した者については、特別に指導する。
- (3) 服装について
- ① 登下校、外出、外泊等の場合はすべて生徒心得の通りとする。
 - ② 寮内では、端正で派手でないもの、また常に清潔なものを着用する。
 - ③ 就寝時以外はパジャマなどの使用を禁ずる。
 - ④ 上履きは底の柔らかなサンダルか、スリッパとする。
- (4) 学習について
- ① 消灯時間を過ぎても学習する場合は、舎監に申し出て延燈の許可を受ける。
- (5) 食事について
- ① 偏食をせず、食事は残さずに食べるよう努力する。
 - ② 食事を楽しくするために食事作法と食堂の規則を守る。
 - ③ 朝食は全員一斉に会食する。
 - ④ 昼食（弁当）のために、自分用の箸を用意する。
- (6) 保健衛生について
- ① 身体は常に清潔を保ち、自己の健康に留意する。
 - ② 身体に異常を生じた時は指導員又は舎監に連絡し、処置を受ける。
 - ③ 病気等で体調が思わしくない場合は、指導員又は舎監に報告し、金山町教育委員会及び学校の指示に従う。
 - ④ 診療所での受診が必要な場合は、診療所に行く。体調回復が思わしくない場合は自宅に帰宅し静養する。
 - ⑤ 感染症の疑いがある場合は、拡大防止のため、医師及び学校の指示に従う。
 - ⑥ 清掃は毎週1回行い、学期末毎に大掃除を実施し、寮内外の美化に努める。
- (7) 帰省及び外泊について
- ① 帰省及び外泊をする場合は、帰省・外泊届を舎監に提出し許可を受ける。
- (8) 面会について
- ① 面会は自由時間内とし、舎監に申し出て指示された場所で行う。
 - ② 寮内には外来者の立ち入りを禁ずる。（寮生でない者は立ち入らせない。）
- (9) 貴重品の扱いについて
- ① 寮費を持参した場合は、金山町役場出納室に納入する。
 - ② 金銭類は各自の責任で管理する。（管理できない場合は金山町教育委員会に申し出る。）
 - ③ 寮生間の金銭の貸し借りは禁止する。
- (10) 防災について
- ① 火災予防には細心の注意を払い、避難方法・経路についてよく知っておく。
 - ② 消火器、火災報知器等非常時に使用するものは、みだりに手をふれない。
 - ③ 火災防止のため、使用を許可された電気器具以外は舎室で使用してはならない。
 - ④ 暖房設備の上に物を置かない。
- (11) 退寮及び指導について
- 以下の事項に該当する者に対する退寮及び指導は金山町学生寮運営委員会で協議する。
- ① 学校より特別指導を受けた者
 - ② 再三の指導にも関わらず寮生心得を守れない者
 - ③ 他の寮生と協力して、自立して寮生活を送ることのできない者
 - ④ 寮費の滞納が3カ月以上続いた者
 - ⑤ 成績不良により、原級留置（長期療養の場合を除く）となった者

2 入寮上の注意

- (1) 入寮の際、持参するもの（すべてに必ず記名をすること）
 - ① 本人の印鑑
 - ② 学用品一式、学校指定の運動着、運動靴、上履き（スリッパ・サンダル）
 - ③ 保険証もしくはマイナンバーカード保険証
 - ④ 洗面・風呂・洗濯用具
 - ⑤ 寝具類
 - ⑥ 衣類
 - ⑦ 寮生活に必要な物（常備薬、箸、爪切り、ハンガー、洗濯ばさみ、裁縫用具、傘等）
- (2) 持参を禁止するもの
 - ① 火気及び高熱を発生させる物（ライター、マッチ、アイロン、電気ポット、電熱器等）
 - ② 周囲に騒音を発生させる物（ラジカセ、ギター等）
 - ③ 人を傷つけるおそれのある物（ナイフ・包丁等の刃物類、スケートボード等）
 - ④ 寮生活に不必要な物（モデルガン・ゲーム機、パソコン機器その他高価な物等、判断に迷う場合は金山町教育委員会又は学校に問い合わせること）

※ 電気毛布・敷布・ヘアアイロン・ドライヤー・扇風機などの電化製品は、必要なら持込許可申請書を金山町教育委員会に提出し、許可を得てから持参する。

※ 違反した場合は退寮時まで預かるものとする。
- (3) 保健衛生について
 - ① 入寮までに体調を整え、偏食をなくすように努める。
 - ② 持病やアレルギー等のある者は予め届け出ると共に、医師の指導を受け、日常使用の薬品があれば持参する。

以上